

連鎖化事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令案（仮称）について

1. 背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）による改正後の物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 46 条第 1 項^{*1}において、連鎖化事業所管大臣は、法第 33 条第 1 項の基本方針に基づき主務省令で、連鎖化事業者（定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者であって、当該契約に基づき、当該契約の相手方（連鎖対象者）と運転者との間の貨物の受渡しの日及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるものをいう。以下同じ。フランチャイズチェーンの本部を想定。）が運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加及び運転者の荷待ち時間の短縮を図るために講ずべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定めるものとされている。

このため、主務省令において、運転者の荷待ち時間の短縮及び運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るために連鎖化事業者が取り組むべき具体的内容を示す必要がある。

なお、当該内容については、令和 6 年 6 月から開催されている「交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議」（以下「三省合同会議」という。）において、有識者委員による議論が行われてきたところであり、三省合同会議の取りまとめの内容に即して定めるものである。

2. 概要

（1）運転者の運送の効率化の実施の原則（第 1 条）

連鎖化事業者は、法第 33 条第 1 項の基本方針に定められた貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化の推進の目標を達成するため、その事業の特性、従業者の安全の確保の必要性その他の必要な事情に配慮した上で、運転者の荷待ち時間の短縮及び運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。

（2）運転者の荷待ち時間の短縮（第 2 条）

連鎖化事業者は、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう配慮して貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を指示することにより、法第 45 条第 1 項第 1 号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、これによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

（3）運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加（第 3 条）

連鎖化事業者は、次に定めるところにより、法第 45 条第 1 項第 2 号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

^{*1} 改正法のうち、公布の日から 1 年以内に施行する部分が施行した後の条番号。以下法の条番号について同じ。

- ① 第一種荷主が法第 37 条第 1 項第 1 号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあっては、これに応じて、必要な協力を行うこと。
- ② 貨物の量の平準化を図ること、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯の集約を図ることその他の措置により、貨物の入荷量の適正化を図ること。
- ③ 配車、運行等に関する情報システムの導入及び運用を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。
- ④ ①、②及び③に掲げる措置が適正かつ円滑に行われるよう、貨物の受渡しに係る各部門間及び連鎖対象者との連携を促進すること。

(4) 実効性の確保 (第 4 条)

連鎖化事業者は、(2) 及び (3) の措置の実効性を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化 (以下 (4) において単に「効率化」という。) を図るため、効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。
- ② 運転者の荷待ち時間及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。
- ③ 物資の流通に係るデータの標準化 (電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。) を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。
- ④ 効率化のための取組を効果的に行うため、国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

※ なお、三省合同会議の取りまとめにおいて記載があるものの、本省令案で規定することとしていない内容については、今後策定予定の解説書等において記載する予定。

3. 今後のスケジュール (予定)

公 布：令和 7 年 2 月

施 行：改正法の施行の日 (令和 7 年 4 月予定)